



7 水管第 2402 号
令和 7 年 12 月 19 日

千葉県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (千葉県分)
くろまぐろ (小型魚)	81.5 トン
くろまぐろ (大型魚)	78.6 トン



千葉県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか	現行水準	0.49%	334
かたくちいわし瀬戸内海系群			
ぶり	試行水準	—	

○漁業法（抜粋）

（農林水産大臣による漁獲可能量の設定）

第 15 条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

- 一 漁獲可能量
 - 二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。）
 - 三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量（以下この節及び第 125 条第 1 項第 4 号において「大臣管理漁獲可能量」という。）
- 2 農林水産大臣は、次に掲げる基準に従い漁獲可能量を定めるものとする。
- 一 資源水準の値が目標管理基準値を下回っている場合（次号に規定する 場合を除く。）は、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。
 - 二 資源水準の値が限界管理基準値を下回っている場合は、農林水産大臣が定める第 12 条第 1 項第 2 号の計画に従って、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。
 - 三 資源水準の値が目標管理基準値を上回っている場合は、資源水準の値が目標管理基準値を上回る状態を維持すること。
 - 四 第 12 条第 2 項の目標となる値を定めたときは、同項の規定により推定した資源水準の値が当該目標となる値を上回るまで回復させ、又は当該目標となる値を上回る状態を維持すること。
- 3 農林水産大臣は、第 1 項各号に掲げる数量を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴くものとし、その数量を定めたときは、遅滞なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。
- 5 農林水産大臣は、第 1 項各号に掲げる数量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、第 1 項各号に掲げる数量の変更について準用する。

（知事管理漁獲可能量の設定）

第 16 条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第 125 条 第 1 項第 4 号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。
- 6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

○資源管理基本方針（抜粋）

第1 資源管理に関する基本的な事項

1（略）

2 資源管理に関する基本的な考え方

(1)～(4)（略）

(5) 漁獲可能量による管理の段階的導入（ステップアップ）の考え方

新たに特定水産資源に指定することが検討されている水産資源については、その漁業関係者の中には、漁獲可能量による資源管理に初めて取り組む者が相当程度存在し、速やかに的確な漁獲量等の報告・収集を行う体制が十分確立されていない場合や、管理年度内における漁獲量の推移等当該資源の漁業実態等が十分に把握されていない場合がある。

（中略）

このため、上記のような資源について漁獲可能量による管理を行う場合は、当該管理の導入後一定の間は、具体的なスケジュールを示した上で、以下のとおり、管理の内容をステップ1からステップ3までへと段階的に順次実する管理（以下「ステップアップ管理」という。）をすることができるものとする。（以下、略）

①ステップ1

ステップ1は、漁業者による法第30条に基づく漁獲量等の報告体制並びに農林水産大臣及び都道府県知事による漁獲量等に係る情報収集体制を確立するとともに、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理を実現するための課題を整理し、それらを解決するための取組を行う段階とする。（以下、略）

②ステップ2

ステップ2は、ステップ1の取組を継続しつつ、漁獲可能量による管理について、法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量及び同項第3号の大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階とし、「試行水準」として設定することとする。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、漁獲実績を基礎とした配分基準その他の適当な配分基準に基づく数量を算出し、当該数量を提示する。ステップ2において採捕停止命令等を行わないこととするものの、上記の目安となる数量を踏まえ、ステップ2の取組を適切に進める上で必要な助言、指導等を行うとともに、ステップ3以降の取組に向けて採捕停止命令等の具体的な内容やタイミング等について事前の検討を行うこととする。（以下、略）

③ステップ2からステップ3への移行

ステップ1及びステップ2での取組について十分な進展があった場合に、ステップ3の取組を開始することとする。（以下、略）

④（略）

第5 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1・2（略）

3 都道府県への配分

(1) 全体の漁獲量のうちおおむね80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

(2) (1)に該当しない都道府県については、現行水準の漁獲量であれば、その資源に与える影響は少ないものとして、配分数量を示さず目安となる数量を示して隻数・操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うものとし、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、配分数量を明示して管理を行う必要がある特定水産資源については、当該配分数量を明示する。

4（略）

(別紙 2-1 くろまぐろ (小型魚))

第 1～第 5 (略)

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 (略)

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、配分する漁獲可能量を明示して行うものとする。

3～5 (略)

第 7～第 9 (略)

(別紙 2-2 くろまぐろ (大型魚))

第 1～第 5 (略)

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 (略)

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、配分する漁獲可能量を明示して行うものとする。

3～7 (略)

第 7～第 9 (略)

(別紙 2-12 するめいか)

第 1～第 5 (略)

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和 3 年 (2021 年) から令和 5 年 (2023 年) までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。(以下、略)

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の (1) 及び (2) に定めるところによる。

(1) 1 (1) の漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね 80% の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示する。

(2) (1) に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3～4 (略)

第 7～第 9 (略)

(別紙 2-51 ぶり (ステップアップ管理対象資源))

第 1～第 5 (略)

第 6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 法第 15 条第 1 項第 2 号の都道府県別漁獲可能量及び同項第 3 号の大臣管理漁獲可能量並びに国の留保について、「試行水準」として設定する。この場合において、都道府県及び大臣管理区分における管理を行う目安として、2 及び 3 に基づく数量を算出し、「試行目安数量」として提示する。

2 試行目安数量は、漁獲可能量から国の留保を除いた数量に、令和 3 年 (2021 年) から令和 5 年 (2023 年) までの毎年の漁獲実績の比率の平均値を乗じて算出することを基礎とする。ただし、関係者の間で別段の合意がある場合には、等が合い合意に基づき算出する。

3 (略)

第 7～第 9 (略)

○千葉県資源管理方針（抜粋）

4 くろまぐろ（小型魚）の資源管理方針

(1)・(2) (略)

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね2トンの本県の留保とし、残りを平成23年から平成27年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別及び地区別の知事管理区分に按分する。

イ (略)

ウ 法第15条により農林水産大臣が定める都道府県別漁獲可能量のうち本県に定められた数量に変更があった場合は、原則としてアに規定する配分比率に応じて当該期間別の知事管理区分に配分することとし、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

(4) (略)

5 くろまぐろ（大型魚）の資源管理方針

(1)・(2) (略)

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

ア 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね4トンの本県の留保とし、残りを平成27年から平成29年までの漁獲実績に応じてそれぞれの漁業の種類別の知事管理区分に按分する。

イ (略)

ウ 法第15条により農林水産大臣が定める都道府県別漁獲可能量のうち本県に定められた数量に変更があった場合は、原則としてアに規定する配分比率に応じて当該期間別の知事管理区分に配分することとし、変更後は海区漁業調整委員会に報告するものとする。

(4) (略)

7 するめいかの資源管理方針

(1)・(2) (略)

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県するめいか漁業区分に配分する。

(4) (略)

9 ぶりの資源管理方針

(1)・(2) (略)

(3) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県ぶり漁業区分に配分する。

(4) (略)

(5) その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

令和8管理年度のくろまぐろにおける本県の漁獲可能量と漁業の種類別・地区別・期間別の配分（案）

1 くろまぐろ（小型魚）（30キログラム未満）の漁業の種類別・地区別の配分量について

（単位：トン）

	令和7管理年度の 当初配分量	令和8管理年度の配分		
		配分比率※1	漁獲可能量※2	当初配分量※3
漁船漁業等	16.5	20.78%	16.9	16.5
鮫子・九十九里	16.5	20.78%	16.9	16.5
夷隅	30.1	37.86%	30.9	30.1
安房	15.1	19.03%	15.5	15.1
小計	61.7	77.67%	63.3	61.7
定置漁業	17.8	22.33%	18.2	17.8
県留保※3	2.0			2.0
合計	81.5	100%	81.5	81.5

（単位：トン）

	期間別の配分量 （漁業の種類別・地区別）			
	1期	2期	3期	4期
	R8.4~R8.6	R8.7~R8.9	R8.10~R8.12	R9.1~R9.3
漁船漁業等	5.5	0.5	9.9	0.6
鮫子・九十九里	5.5	0.5	9.9	0.6
夷隅	9.6	0.5	10.3	9.7
安房	4.9	0.5	3.9	5.8
計	20.0	1.5	24.1	16.1
定置漁業	17.8			

区3
分
か
月
ご
と
に

1年間を1区分

☞漁船漁業等は配分量の7割をH26～H28の実績比率により各期に配分。
残りの3割は1期及び0.5トンを下回る期間に0.5トンまで上乗せ配分。
☞定置漁業は1年間で管理。

◎各期の「獲り残し」の取扱い
☞小型魚・大型魚共に期間の獲り残し分は、原則、次の期に繰り越し。

- ※1 漁業の種類別、地区別の配分比率は、平成23年から平成27年の実績により算出。
- ※2 国から県に対して配分された令和8管理年度の漁獲可能量は81.5トン。（R7年度と同じ数量）
- ※3 県留保は、2トン。
☞県留保2トンのうち1.6トンは原則として、1月以降の漁業の種類別の漁獲量が漁獲可能量の9割を超えるおそれがあると認める時点で、配分比率に応じて配分。

2 くろまぐろ（大型魚）（30キログラム以上）の漁業の種類別の配分量について

（単位：トン）

	令和7管理年度の 当初配分量	令和8管理年度の配分		
		配分比率※1	漁獲可能量※2	当初配分量※3
漁船漁業等	68.5	91.84%	72.2	68.5
定置漁業	6.1	8.16%	6.4	6.1
県留保※3	4.0			4.0
合計	78.6	100%	78.6	78.6

（単位：トン）

	期間別の配分量 （漁業の種類別）			
	1期	2期	3期	4期
	R8.4~R8.6	R8.7~R8.9	R8.10~R8.12	R9.1~R9.3
漁船漁業等	32.8	5.6	8.0	22.1
定置漁業	6.1			

3か月ごとに区分

1年間を1区分

☞漁船漁業等は配分量の7割をH26～H29の実績比率により各期に配分。
残りの3割は1期に上乗せ配分。
☞定置漁業は1年間で管理。

- ※1 漁業の種類別の配分比率は平成27年から平成29年の実績により算出
- ※2 国から県に対して配分された令和8管理年度の漁獲可能量は78.6トン。（R7年度と同じ数量）
- ※3 県留保は、4トン。
☞県留保4トンのうち3トンは原則として、1月以降の漁業の種類別の漁獲量が漁獲可能量の9割を超えるおそれがあると認める時点で、配分比率に応じて配分。

令和 8 管理年度のブリの TAC 管理について

【水産庁により提示された TAC 管理の試行内容】

- 1 千葉県に配分される TAC（試行目安数量）（管理年度は 4 月～翌年 3 月）
当初配分は 4,433 トン（令和 3～5 年の千葉県の漁獲実績をもとに算出）
- 2 TAC の繰入れ・繰越し等
 - （1）繰越し：未使用分は、当初配分 TAC の 15% 以内で翌年度に繰越可能
 - （2）繰入れ：不足分は当初配分 TAC の 15% 以内に限り次年度から繰入可能
（使用分は次年度の TAC から差し引かれる）
 - （3）融通：大臣許可漁業や他の都道府県と、TAC を融通可能

【本県の令和 8 管理年度における TAC 管理の試行内容】

- 1 管理区分：県全体の TAC を以下の 4 区分に配分

①まき網	②定置網	③まき刺し網	④県留保（予備分）
└──────────────────┘			
70% (直近 5 年の漁獲実績割合で配分)			30%
- 2 主要漁業種類（まき網・定置網・まき刺し網）で TAC を超えそうな場合の対応
 - ・ 県留保から、4～10 月と 11～翌 3 月でそれぞれ 1 回まで追加配分可能
 - ・ 県留保からの追加配分で対応できない場合には、主要漁業種類間で融通するなどして対応
 - ・ 次年度からの繰入や、大臣管理漁業や他都道府県からの融通を検討

【イメージ】

管理区分	当初配分割合	当初配分量	県留保からの追加配分	
			前半（4～10 月）	後半（11～翌 3 月）
まき網	31%	1,392 トン	〈追加配分の時期〉 各漁業種類で当初配分の 8 割に達した場合	〈追加配分の時期〉 各漁業種類で 10 月末 時点の配分の 8 割に 達した場合
定置網	33%	1,455 トン	〈追加配分する量〉 ①に、直近 5 年の漁獲 実績割合（※ 1）を 乗じた量	〈追加配分する量〉 前半の残に直近 5 年の 11～翌年 3 月の漁獲実績 割合を乗じた量
まき刺し網	6%	256 トン	↑	↑
県留保	30%	1,130 トン…① （追加配分用の枠）	①の 8 割（※ 2）から 配分	前半の残から配分
		固定枠 200 トン ⇒他の漁業種類（釣りや固定式刺し網など）と TAC 超過への対応		
計	100%	4,433 トン		

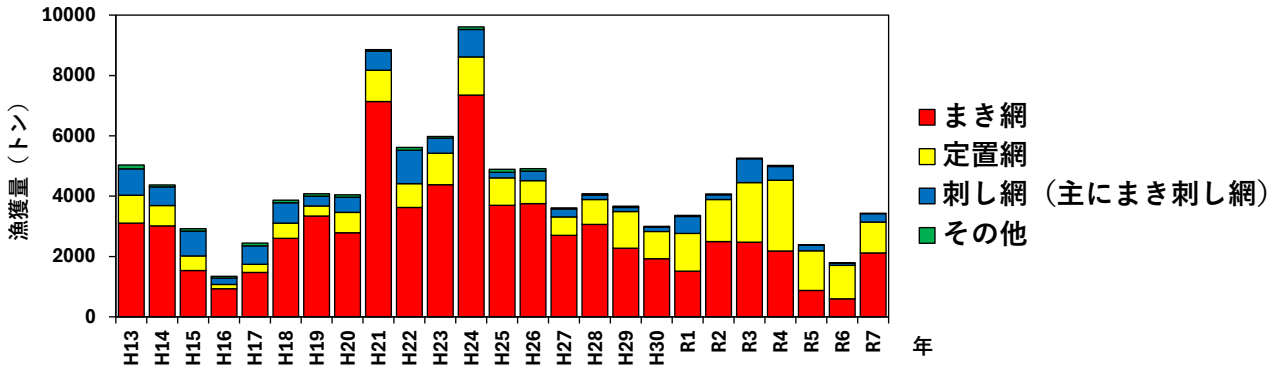
※ 1：直近 5 年（令和 3～7 年）の漁獲実績割合

R8 管理年度の場合、まき網：45%、定置網：47%、まき刺し網：8%

※ 2：直近 5 年（令和 2～6 管理年度）平均で見ると、前半で年間の約 8 割を漁獲

＜千葉県におけるブリの漁獲状況（大臣許可漁業除く）＞

① 県内の直近 25 年の漁獲情報（暦年）※1

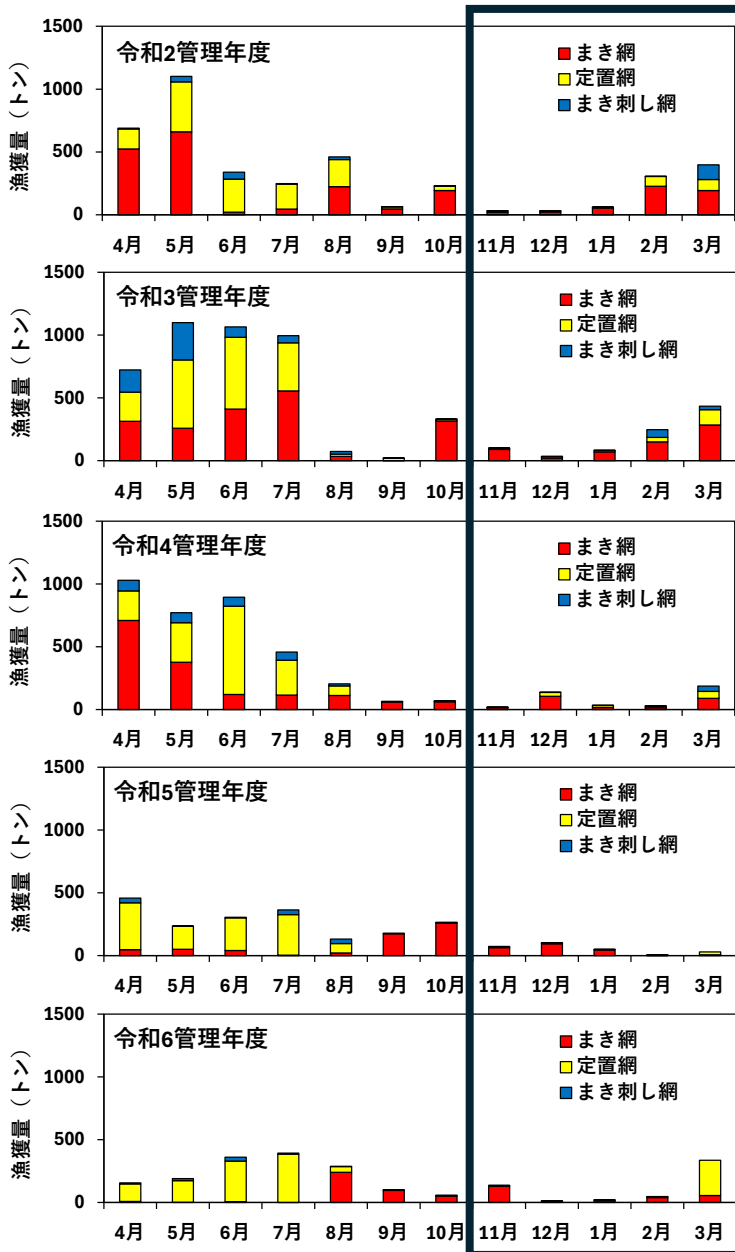


※1 令和5年まで：農林水産統計値

令和6年以降：漁獲報告システム、農林水産統計値及びTAC報告値を使用した推定値

② 主要漁業別の月別漁獲量※2

・4～10月が盛漁期。11月以降は主にまき網が漁獲する傾向。



平均漁獲割合
まき網：63%
定置網：29%
まき刺し網：8%

※2 漁獲報告システム、農林水産統計値及びTAC報告値を使用した推定値

くろまぐろ、するめいか及びぶりの千葉県TAC配分量と漁獲実績

単位：トン

管理年度 (4月～翌年3月)	くろまぐろ(小型魚)		くろまぐろ(大型魚)		するめいか		ぶり	
	TAC	実績	TAC	実績	TAC	実績	TAC	実績
R2	104	78	82	70	若干	66		3,987
R3	95	77	69	62	現行水準	172		5,230
R4	86	76	62	58	現行水準	92		5,016
R5	79.6	70	53.6	50	現行水準	42		3,911
R6	85.1	76	61.1	57	現行水準	36		2,206
R7(R8年1月末時点)	106.9	79	87.4	36	現行水準	69	101,000トンの内数	3,049
R2-R6平均		76		60		82		4,070

※1 TAC配分量及び漁獲実績は、小数点以下四捨五入した数値。

※2 ぶりは、R7管理年度を除き、海面漁業生産統計調査(大臣許可漁業による漁獲量を除く)のぶり類漁獲量、漁獲報告システム及びR6年7月以降のTAC報告値のぶり漁獲量をもとに算出した推定値。